

行方市過疎地域持続的発展計画
(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月
茨城県行方市

目次

1章. 基本的な事項.....	1
(1) 行方市の概況.....	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
(3) 行財政の状況.....	13
(4) 地域の持続的発展の基本方針.....	14
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	14
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項.....	15
(7) 計画期間.....	15
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	15
2章. 計画	17
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	17
2 産業の振興	19
3 地域における情報化	24
4 交通施設の整備、交通手段の確保	26
5 生活環境の整備.....	30
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	33
7 医療の確保	35
8 教育の振興	36
9 集落の整備	39
10 地域文化の振興等.....	41
11 再生可能エネルギーの利用の推進.....	42
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	43
事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分	44

1章. 基本的な事項

(1) 行方市の概況

① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(自然的条件)

本市は、茨城県の東南部にあり、東京都心から約 70km、県都水戸市から約 40km の距離に位置しており、東西約 12km、南北約 24km、面積は、霞ヶ浦と北浦を含めると 222.48km²となる。北は鉾田市と小美玉市、南は潮来市に隣接している。東は北浦、西は霞ヶ浦(西浦)があり、地形的には東西の湖岸部分は低地、内陸部は標高 30m 前後の丘陵台地(行方台地)により形成されている。霞ヶ浦沿岸部は概ねなだらかで連続的な稜線であるのに対し、北浦側は比較的起伏に富んでいる。また、霞ヶ浦湖岸の一部は水郷筑波国立公園に指定されており、美しい自然景観を有している。

旧麻生町は、江戸時代には麻生地区を中心として、麻生藩の陣屋町として栄えた町であり、昭和 30 年に麻生町・太田村・大和村・行方村・小高村が合併して麻生町が誕生した。旧北浦町は、江戸時代には水戸・江戸を結ぶ水運の要地として栄えた町であり、昭和 30 年に津澄村・要村・武田村が合併して北浦村が誕生し、平成9年に町制施行によって北浦町が誕生した。さらに旧玉造町は、国府(現石岡市)と鹿島神宮を結ぶ要地として栄えた町であり、昭和 30 年に玉川村・手賀村・玉造町・現原村・立花村が合併して玉造町が誕生した。平成 17 年9月2日、旧市町村区域においてこれら行方郡麻生町、玉造町、北浦町の合併により行方市が誕生した。

(歴史的条件)

行方市のある常陸国(茨城県)は、大化の改新により設置されたとされ、当時の様子を綴った風土記は日本国内に常陸国、播磨国、肥前国、豊後国、出雲国の5冊が現存するが、その常陸国風土記の中には既に行方地域の記載があり、本市の景観や土地の形状をたたえる記述が残されている。また千年以上にわたり自然的社会的災害・変化を乗り越え、生産と生活が持続的に営まれてきた地域として、麻生が千年村プロジェクトによる「千年村」の認証を全国で初めて受けるなど、現在も史跡や建造物等の文化財を通して歴史を感じることができる地域である。

市内には指定文化財が数多くあり、有形・無形を合わせ 86 もの文化財が存在している。主なものとして、建造物では西蓮寺仁王門、西蓮寺相輪櫓が国指定重要文化財に、阿弥陀堂、仁王門、熊野神社本殿、大場家住宅、旧畑家住宅が県指定文化財に、化蘇沼稻荷神社、

常福寺山門、円勝寺山門、橘郷造神社本殿、八幡神社本殿などが市指定文化財に各々指定されている。また、彫刻では木造薬師如来坐像、木造阿弥陀如来立像及び両脇侍像、金銅如意輪観音坐像、木造不動明王坐像が県指定文化財に、阿弥陀如来及び両脇侍像、不動明王立像、地藏菩薩坐像などが市指定文化財に各々指定されている。天然記念物では県指定文化財として西蓮寺の大イチョウ、小高のカヤなどがある。無形民俗文化財では市指定文化財として八坂神社の麻生祇園馬出し祭、春日神社のどぶろく祭などがあり、市の歴史の長さを感じることができる。

（社会的条件）

行方市の人口は令和7年4月時点で 29,610 人（茨城県常住人口調査による）となり、国勢調査と比較すると昭和 60 年の人口 43,074 人に比べ 13,464 人の減少となっている。この人口減の要因として全国の潮流である自然減に加え、本市外への転出による社会減による影響が大きいものと考えられる。平成 17 年から令和3年までの期間において転入が転出を上回る社会増の状態となった年はなく、令和4年に一度社会増となったが再び社会減となり、自然減とともに社会減が同時に進行している。

本市は東京から東関東自動車道や常磐自動車道を経由して2時間弱の位置にあることや鹿島臨海工業地帯、成田国際空港、筑波研究学園都市と近距離に位置することなど、立地条件は、恵まれた環境にあるものの、立地条件が市民の市外での通学・通勤・消費活動を促進している状況がある。これらが地域産業や地元商店街の弱体化を招いてきた側面でもあり、また、市内外の公共交通の脆弱性など定住環境の相対的の魅力の弱さにより、市民がより利便性の良い地へ転出する傾向があるとも考えられる。

（経済的条件）

行方市の主要産業となっているのが第一次産業であり令和2年では市内の就業者全体の 22.4% (3,923 人) となっている。これは全国平均に比して高く、行方市の産業を支える重要な役割を果たしている。

行方地域は、作物を選ばずに様々な農産物が生産出来る地域であり、温暖な気候、水、豊かな土壌と、自然から沢山の恩恵を受けた地域により、農畜水産業を中心とした産業体系が形成されている。これにより年間を通して多くの農畜水産品を出荷出来ることで、安定的に首都圏（消費地）へ食材供給が可能で、年間 80 品目以上の様々な生産物（米、野菜、肉（豚、牛、鶏）、鶏卵、川魚）を、年間を通して安定的に東京地域に出荷している。特に、産出額の多い品目は、サツマイモ、じゃがいも、みず菜、セリであり国内でも上位の産出額を維持している。中でもサツマイモは日本農業賞大賞や農林水産祭天皇杯を受賞するなど名実と

もに日本一を誇っており行方市を代表する農産物である。

第二次産業については、製造業で平成 22 年に市内事業数 116 所、従業者数 3,131 人であったものが、令和5年では同 78 所、2,795 人となっており、令和4年の製造品の出荷額においては 54,297 百万円(平成 22 年)から 53,256 百万円へ減少している。卸売業及び小売業についても平成 19 年には同 382 所、2,112 人であったものが平成 28 年には同 353 所、1,983 人となり年間商品販売額も 60,713 百万円(平成 18 年度)から 41,267 百万円(令和2年)と減少傾向にある。

第三次産業に占める就業者の割合は令和2年では 49.1%(8,590 人)となっており、全国平均 72.8%に比して少ない割合である。

②過疎の状況

行方市の人口は昭和 60 年で 43,074 人であったのに対し、令和7年4月時点で 29,610 人になっており、13,464 人の減少となっている。特に、合併した平成 17 年から平成 22 年にかけての5年間の人口減少は著しい状況にあった。年齢別人口構成をみても年少人口の割合が低く、高齢化率が高い傾向にあり、令和7年4月時点で、高齢化率は 39.1%となっている。

一方で、人口が減少する中、世帯数は増加傾向であり世帯当たり人員は減少傾向にある。また、年少人口の減少が顕著になっており、年少人口(0~14 才)の割合が令和7年には、8.7%まで減少しており、世帯当たり人数が減少する、いわゆる「核家族化」の傾向が見られる。

核家族化は全国的に拡大しているが、近隣の人口拡大都市についても核家族化が進んでいることから、直接の人口減少に結び付く要因ではないと考えられる。一方で、高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯については対応が必要である。

これらを受けて本市では、子育て世代にターゲットを当てた施策を充実させることで、少子化に歯止めをかけ高齢化の進行を押しとどめること、同時に、核家族化の進行によって増加することが想定される高齢者のみの世帯及び独り暮らしの高齢者にとって快適な生活環境をつくっていくことも必要と考え各種施策を進めてきたところである。

また、快適な生活環境を実現するためには、居住エリアの整備も検討する必要がある。本市は地域内に田畑を多く有しており、林野面積と耕地面積を合わせると市の総土地面積のおよそ 50%が田畑もしくは林野となっている。また、麻生地区を始めとする用途地域では、建蔽率が 60~80%に制限されている。

このため、集合住宅等の整備を行う場合は、農地以外かつ用途地域ではない空地を利用するか、田畑の地盤整備を行う必要があり、計画的な整備が求められている。

(2) 人口及び産業の推移と動向

①人口（現状と課題）（国勢調査）

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	42,660人	42,990人	0.8%	40,035人	-6.2%	34,909人	-18.2%	32,185人	-24.6%
0歳～14歳	8,955人	8,465人	-5.5%	4,999人	-44.2%	3,796人	-57.6%	3,215人	-64.1%
15歳～64歳	28,576人	27,598人	-3.4%	24,741人	-13.4%	20,103人	-29.7%	17,362人	-39.2%
うち15歳～29歳(a)	8,970人	6,980人	-22.2%	6,710人	-25.2%	4,373人	-51.2%	3,616人	-59.7%
65歳以上(b)	5,129人	6,895人	34.4%	10,295人	100.7%	11,001人	114.5%	11,604人	126.2%
(a)/総数 若年者比率	21.0%	16.2%	-	16.8%	-	12.5%	-	11.2%	-
(b)/総数 高齢者比率	12.0%	16.0%	-	25.7%	-	31.5%	-	36.1%	-

(図表1-1 人口の推移)

本市の人口は昭和40年頃から減少傾向となり、昭和60年に持ち直したものの以後は現在まで減少が続いている。平成2年には42,990人であったものが令和2年では32,185人となっており、昭和55年から比べ約24.6%減少している。(図表1-1)

平成7年から令和2年の25年間においては、10,205人(△24.07%)もの人口減少となったため令和3年の過疎法改正による過疎地域の要件に該当し、結果として本市全域が過疎地域に指定された。(図表1-2、1-3)



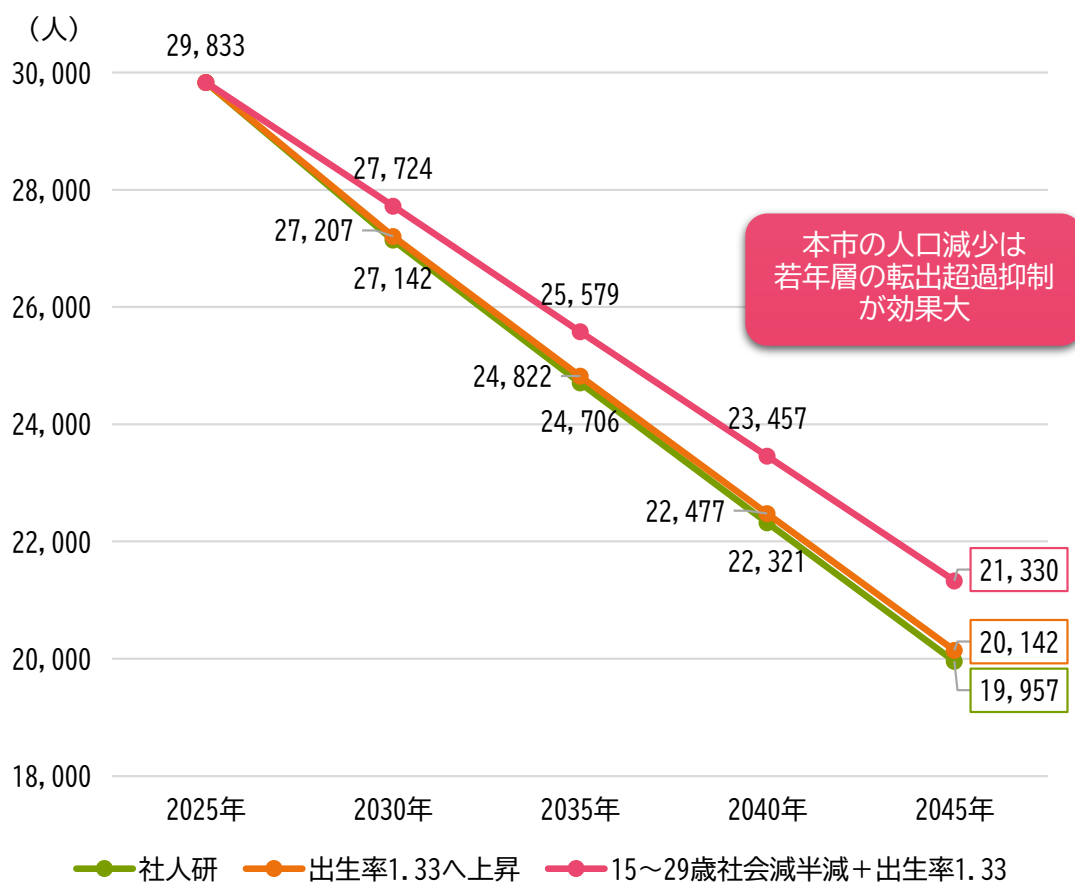
(図表1-2 行方市の人口の推移)

単位:人・戸

	行方市	麻生町	北浦町	玉造町
S55	42,660	18,155	10,954	13,551
H7	42,390	17,286	10,920	14,184
R2	32,185	12,520	8,249	11,416
S55～R2増減	△10,475	△5,635	△2,705	△2,135
H7～R2増減	△10,205	△4,766	△2,671	△2,768

(図表1-3 旧市町村区域別 人口の推移) (国勢調査) 単位:人

国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計によれば本市は今後も継続的に人口が減少するとみられている。市独自の推計では合計特殊出生率を国平均の1.33まで上昇させた推計として20,142人、さらに15歳から29歳の社会減を半減させた推計として21,330人と想定している。(図表1-4)



(図表1-4 行方市の総人口の長期的な見通し(行方市人口ビジョン))

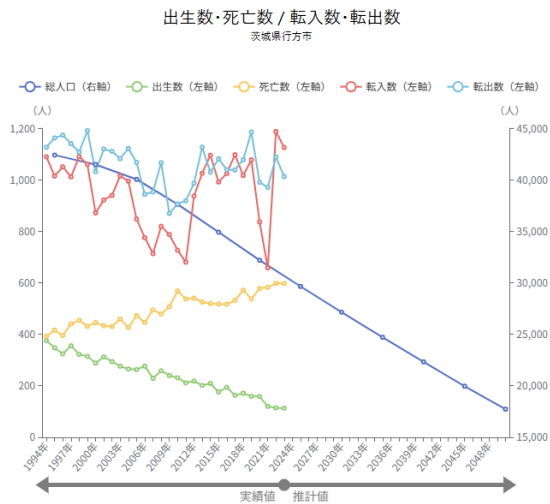
これら人口減少は、市内の出生・死亡に起因する自然動態及び市外からの転入・市内への転出に起因する社会動態が要因であるが、本市においては自然減が増加傾向で、社会減も令和3年まで続いている状況である。(図表1-5)

また、年齢階級別の移動状況をみると、10～24歳に関する入学等による市外への転出の傾向は1980年代から継続している。一方で近年の傾向では生産年齢人口の入り口となる20歳～25歳の住民が市外へ移住し転出超過となっていることから、働く場を求めて市外へ転出し、その後市内へ戻らないという状態が続いているとみられる。(図表1-7)

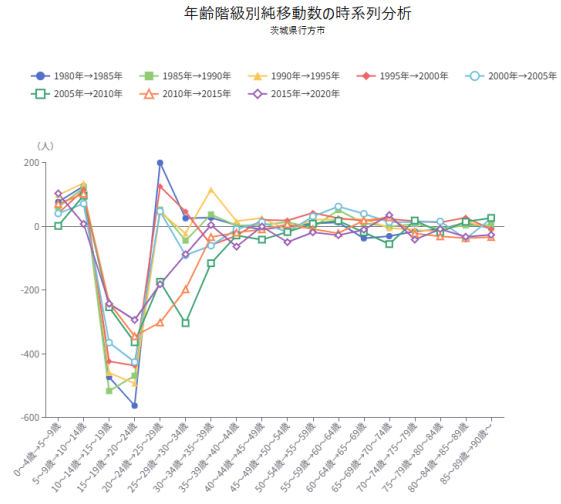
年	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成17年	272	463	△191	1370	1393	△23	△214
平成18年	279	478	△199	1152	1461	△309	△508
平成19年	232	461	△229	1230	1403	△173	△402
平成20年	246	495	△249	1208	1402	△194	△443
平成21年	272	509	△237	1190	1385	△195	△432
平成22年	220	549	△329	1179	1314	△135	△464
平成23年	217	546	△329	1113	1523	△410	△739
平成24年	221	523	△302	1130	1157	△27	△329
平成25年	200	519	△319	1037	1359	△322	△641
平成26年	205	521	△316	1104	1229	△125	△441
平成27年	179	518	△339	1004	1258	△254	△593
平成28年	193	517	△324	1038	1243	△205	△529
平成29年	165	530	△365	1105	1216	△111	△476
平成30年	171	574	△403	1020	1237	△217	△620
令和元年	154	531	△377	1082	1332	△250	△627
令和2年	163	580	△417	848	1106	△258	△675
令和3年	120	584	△464	672	1027	△355	△819
令和4年	114	599	△485	1187	1156	31	△454
令和5年	113	597	△484	1136	1105	31	△453
令和6年	103	613	△510	951	985	△34	△544

(図表1-5 行方市 自然増減及び社会増減の推移(平成17年～令和6年分)) 単位:人

資料:茨城県常住人口調査結果

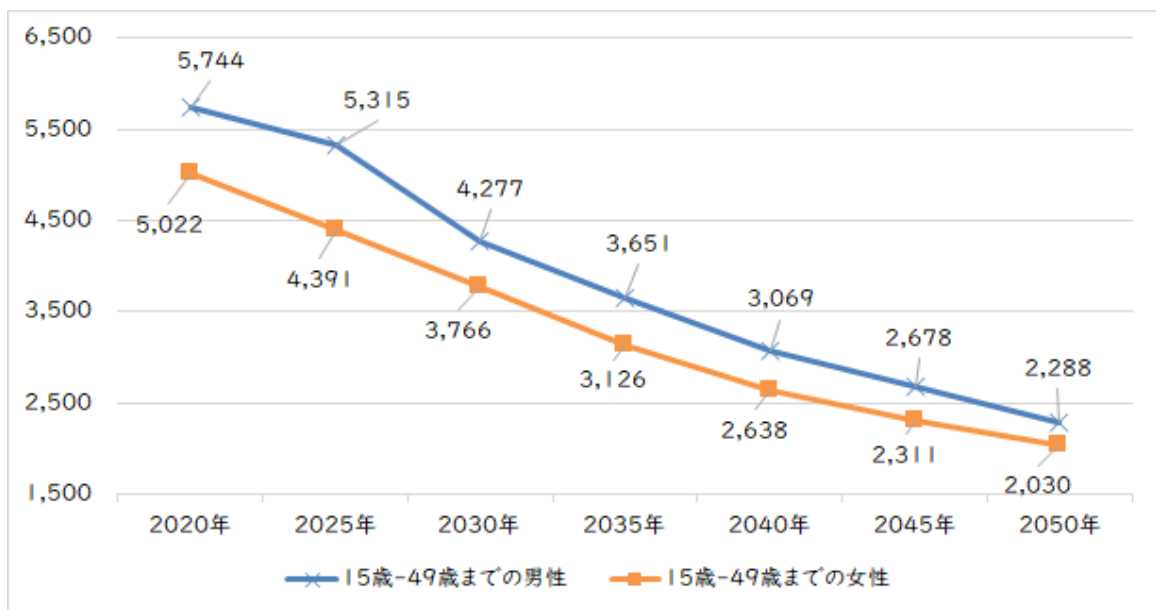


(図表1-6 総人口と自然・社会増減の推移)



(図表1-7 年齢階級別移動の時系列分析)

資料:RESAS(地域経済分析システム)-人口構成分析



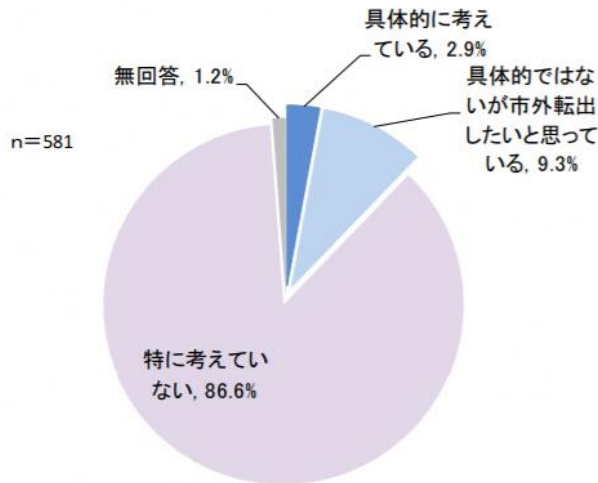
(図表1-8 15歳-49歳の男女人口の推移予測)

単位:人

(その対策)

平成28年度に市民に行ったアンケート調査によると、定住意向については86.6%と高くなっていた。一方、転出意向については12.2%となっており、特に20代女性の転出意向が50%であるなど、市民のうち特に若者層について市外への転出意向が高い傾向がみられている。(図表2-1)

【行方市民の定住・転出意向】



市外転出意向
12.2%

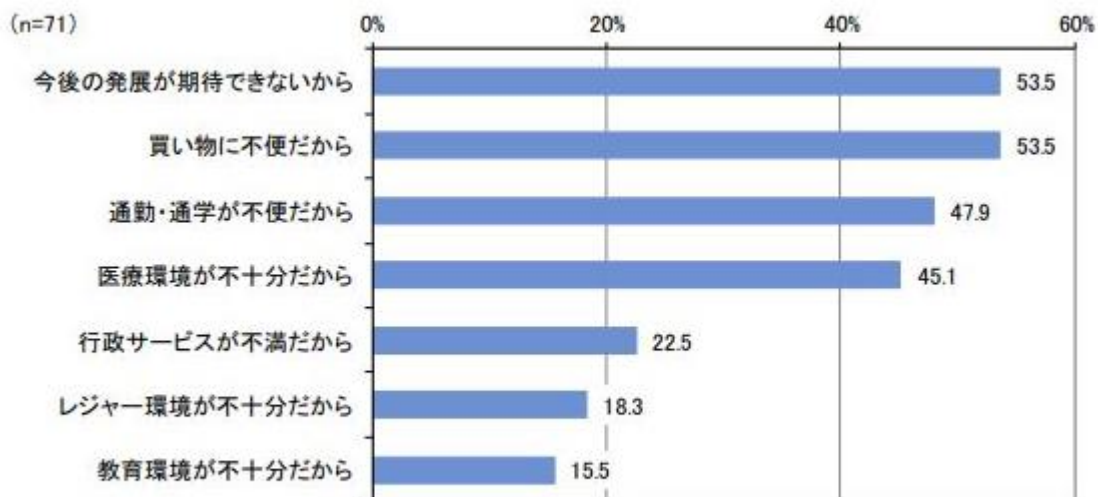
	n	転出意向あり(%)
男性 20代	28	21.4
30代	37	13.5
40代	41	14.6
50代	36	2.8
60代	104	5.8
女性 20代	34	50.0
30代	52	21.1
40代	48	18.8
50代	77	5.2
60代	113	3.5

資料：行方市定住・移住促進計画策定のための市民アンケート調査

(図表2-1 市民の定住・転出の意向)

また、転出を希望する理由では「今後の発展が期待できないから」と「買い物に不便だから」がともに 53.5%と高く、次いで「通勤・通学が不便だから」(47.9%)、「医療環境が不十分だから」(45.1%)が上位として挙げられている。(図表2-2)

【転出理由(上位7項目)】



資料：行方市定住・移住促進計画策定のための市民アンケート調査

(図表2-2 転出意向の理由)

これらを受け本市では令和3年に第2期、令和5年に第3期の計画を定め、以下2つの基本方針に従い4つの基本目標を定めて定住・移住の促進を行っている。

【基本方針】

①人口規模の維持（人口減少の緩和）

本市の将来人口の方向性を示した人口ビジョンにおける下位シミュレーションの人口になる可能性があることを認識しつつ、上位シミュレーションの人口を目指して、人口規模が維持できることを目指す。

②市内・市外のバランスに配慮した施策の展開

移住者向けの施策に偏らず、定住者向けの施策の充実を通じ市の魅力を高め、その魅力を市内外に情報発信していくことを基本とする。

【基本目標】

基本方針を実現するため以下4つの基本目標に基づき施策を展開している。

基本目標 1 雇用の確保及び産業振興

本市での就労支援とともに、農業をはじめとする地域産業の活性化や企業誘致等に取り組み、本市内の就労の場の確保を図ります。

基本目標 2 結婚から子育て、子どもの教育までの一貫した支援の充実

結婚・妊娠・出産・子育て、子どもの教育に至るまで一貫した支援を行うことで、少子化の抑制を図ります。

基本目標 3 安心・安全で住みよい生活環境の充実

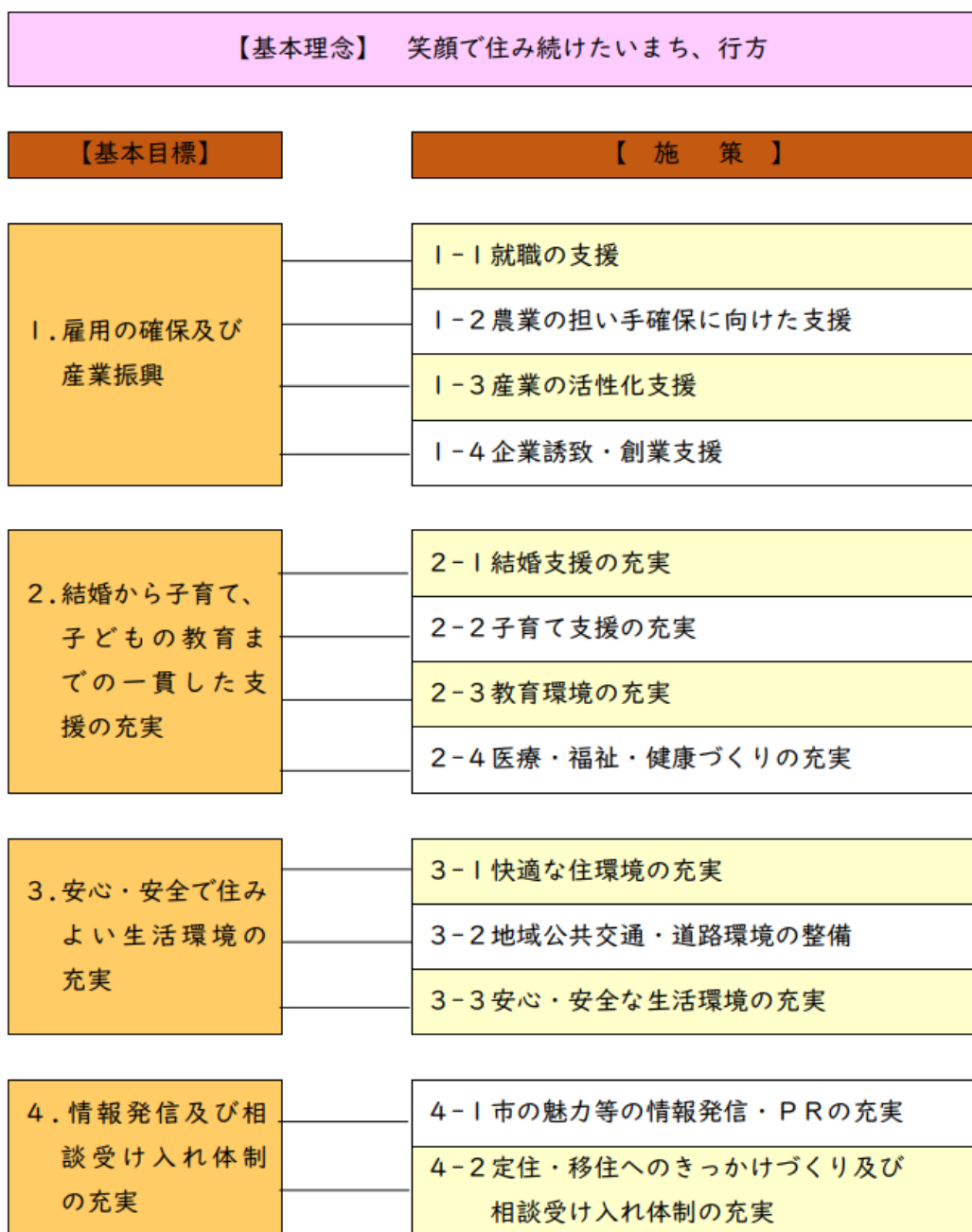
移住先の住まいの確保等の住環境の充実を図るとともに、地域公共交通・道路環境や健康で安全な生活環境の充実に取り組み、安心して快適に住み続けられるまちづくりを目指します。

基本目標 4 情報発信及び相談受け入れ体制の充実

行方市をまずは移住希望者に認知してもらうため、本市の魅力を発信するための取り組みを強化していくとともに、移住希望者の相談受け入れ体制の充実に取り組みます。

【施策の体系】

本定住・移住促進計画に係る具体的な施策体系は以下のとおり。



資料：第3期 行方市定住・移住促進計画

定住・移住計画の策定から8年が経過したところであるが、引き続き自然動態及び社会動態が減少傾向であることから、より一層の施策の強化が求められる。

②産業

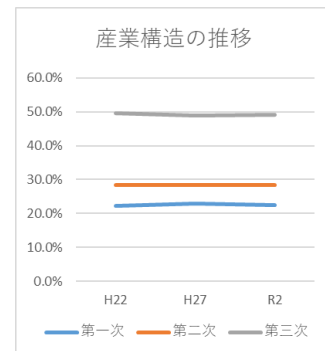
本市の基幹産業は第一次産業であり就業者の割合は22.4%(3,923人)と全国平均に比して高い。一方で、第三次産業については、近年では市内の就業者が第三次産業に移行する傾向はみられるものの、依然として全国平均より低い。(図表3-1)

生産年齢人口は17,362人となっており、人口に占める割合は約54%となっている。

行方市

単位:人

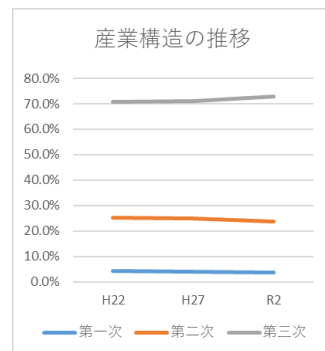
		H22	H27	R2
第一次	就業人口	4,104	4,361	3,923
	割合	22.1%	22.9%	22.4%
第二次	就業人口	5,260	5,398	4,971
	割合	28.4%	28.3%	28.4%
第三次	就業人口	9,170	9,305	8,590
	割合	49.5%	48.8%	49.1%



全国

単位:千人

		H22	H27	R2
第一次	就業人口	2,381	2,222	1,963
	割合	4.2%	4.0%	3.5%
第二次	就業人口	14,123	13,921	13,259
	割合	25.2%	25.0%	23.7%
第三次	就業人口	39,646	39,615	40,679
	割合	70.6%	71.0%	72.8%



(図表3-1 産業別就業者数(国勢調査より))

年齢層	総数	労働力人口	就業者	就業形態										労働力状態「不詳」
				主に仕事	家事のほか仕事	通学のかたわら仕事	休業者	完全失業者	非労働力人口	家事	通学	その他		
総数	28,966	18,308	17,584	15,186	1,938	92	368	724	9,987	3,116	1,166	5,705	671	
15~19歳	1,301	224	204	146	1	56	1	20	1,029	10	995	24	48	
20~24歳	1,163	905	846	788	19	29	10	59	211	29	155	27	47	
25~29歳	1,152	1,029	969	899	39	1	30	60	87	64	3	20	36	
30~34歳	1,483	1,321	1,252	1,154	64	1	33	69	114	86	2	26	48	
35~39歳	1,782	1,565	1,487	1,336	115	-	36	78	149	128	-	21	68	
40~44歳	1,871	1,683	1,619	1,476	124	-	19	64	143	107	3	33	45	
45~49歳	2,012	1,795	1,720	1,560	142	-	18	75	164	136	-	28	53	
50~54歳	1,828	1,608	1,560	1,368	171	2	19	48	165	127	1	37	55	
55~59歳	2,114	1,823	1,760	1,549	184	1	26	63	250	202	1	47	41	
60~64歳	2,656	2,041	1,975	1,698	245	1	31	66	566	382	1	183	49	
65~69歳	3,028	1,881	1,818	1,455	303	1	59	63	1,111	561	2	548	36	
70~74歳	2,836	1,355	1,312	1,003	259	-	50	43	1,428	476	-	952	53	
75~79歳	1,821	579	571	421	136	-	14	8	1,217	302	-	915	25	
80歳以上	3,919	499	491	333	136	0	22	8	3,353	506	3	2,844	67	
15~64歳	17,362	13,994	13,392	11,974	1,104	91	223	602	2,878	1,271	1,161	446	490	
65歳以上	11,604	4,314	4,192	3,212	834	1	145	122	7,109	1,845	5	5,259	181	

(図表3-2 生産年齢人口の状況)

単位:人

(3) 行財政の状況

令和6年度において歳入歳出額はそれぞれ歳入総額 21,105,760 千円、歳出総額 20,119,702 千円となっている。本市は人口減少や高齢化率が高いことに加え、大きな企業が少なく第一次産業中心の脆弱な税収構造にある。財政力指数については令和6年度において0.44となり、若干の増加傾向ではあるものの、依然として低い状況が続いている。

本市は、極めて自主財源に乏しく、今後も数値の大幅改善を見込むことは難しいと考えられるため、行政の効率化に努めることにより財政の健全化を図る必要がある。(図表4-1)

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度	令和2年度	令和6年度
歳入総額 A	18,168,074	19,267,289	17,388,839	21,631,370	21,105,760
一般財源	10,837,546	11,059,078	10,871,365	10,857,659	11,638,813
国庫支出金	2,309,390	2,552,288	2,023,797	6,106,745	2,695,076
都道府県支出金	1,196,607	1,192,514	1,177,979	1,258,113	1,230,415
地方債	1,877,200	2,017,700	976,000	1,175,500	1,380,100
うち過疎対策事業債	-	-	-	-	396,000
その他	1,947,331	2,445,709	2,339,698	2,233,353	4,161,356
歳出総額 B	17,613,145	18,579,354	16,716,261	20,865,955	20,119,702
義務的経費	7,301,020	7,113,105	7,510,253	7,442,994	8,060,678
投資的経費	3,322,207	4,197,685	1,927,284	2,087,063	2,183,130
うち普通建設事業	3,280,756	4,197,685	1,799,816	2,087,063	2,159,304
その他	6,989,918	7,268,564	7,278,724	11,335,898	9,875,894
過疎対策事業費	-	-	-	-	468,991
歳入歳出差引額 C(A-B)	554,929	687,935	672,578	765,415	986,058
翌年度へ繰越すべき財源 D	129,816	163,687	157,919	92,381	128,557
実質収支 C-D	425,113	524,248	514,659	673,034	857,501
財政力指数	0.46	0.43	0.44	0.44	0.44
公債費負担比率	15.6	12.5	14.5	14.7	12.6
実質公債費比率	12.6	7.7	7.4	7.9	8.2
起債制限比率					
経常収支比率	85.8	84	91.3	89.6	88.5
将来負担比率	85.6	75.5	62.6	68	19
地方債現在高	17,659,049	20,045,150	18,474,890	17,823,796	14,698,670

(図表4-1 市町村財政の状況)

単位:千円・%

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末	令和6 年度末
市町村道						
改良率(%)	14.2	7.4	10.9	14.2	16.9	17.3
舗装率(%)	24.5	37.6	42.3	44.7	46.1	46.0
農道						
延長(m)				2631.0	2631.0	2631.0
耕地1ha当たり農道延長(m)				0.4	0.4	0.4
林道						
延長(m)						
林野1haあたり林道延長(m)						
水道普及率(%)	33.8	60.7	85.0	93.6	93.9	95.1
水洗化率(%)				55.4	60.2	67.6
人口千人あたり病院、 診療所の病床数(床)			5.5	6.3	6.4	7.0

(図表4-2 主要公共施設等の整備状況)

(4) 地域の持続的発展の基本方針

令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことを受け、本市では新たに定められた平成の合併による合併市町村の「一部過疎」要件に該当し、旧麻生町区域が過疎地域とされたが、令和2年国勢調査結果の公表に伴う過疎地域の要件読み替えにより、令和4年4月1日に本市全域が過疎地域とされた。

このような急激な人口減少は、本市にとって危機的な状況であり、「地域の稼ぐ力」や「人を呼び込む力」を高め、過疎対策への取組が求められるものである。

本市では令和8年度にこれまで進めてきた「行方市総合戦略」を新たに策定する総合計画と一体化する形で改定し、新たなまちづくりに向けた取組を行っている。地域共生社会と持続的成長を求める次なるステージへ歩みを進めるためにも、地域産業の地盤の強化とともに、人口減少や少子高齢化への対応、安全・安心な住民サービスの更なる提供を続けていくことを目指す。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本計画に基づく計画期間内における人口目標について以下のとおり設定する。

区分	項目	2025 (R07)	2030 (R12)	2035 (R17)
人口に関する目標	人口目標値	29,833	27,207	24,822
	合計特殊出生率	1.27	1.33	1.33

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

①時期

毎年会計年度終了後

②手法

行方市総合戦略に沿った行政評価制度

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画は「行方市公共施設等総合管理計画(基本計画)」に基づき、人口減少や財政状況など将来の動向を見据えつつ、公共施設等の現状と課題を整理するとともに公共サービスのあり方を検証するなど総合的な観点に立ち、公共施設等を将来にわたって最適に管理する方針に沿って進めるものとする。(図表5)

<p>(1) 施設保有総量の適正化</p> <p>①公共施設 公共施設のあり方や必要性について、将来的な人口減少や人口構造、財政状況の変化を見据え、費用対効果などの面から総合的に分析し、施設保有総量の適正化を行います。</p> <p>②インフラ施設 市民生活に密接に関係する基盤施設であることを考慮し、将来的な人口減少や人口構造、都市構造、財政状況の変化を見据え、真に必要な施設の整備を計画的に進めます。</p>
<p>(2) 既存施設の有効活用と長寿命化の推進</p> <p>①公共施設 今後も継続的に活用していく施設については、個別施設計画に基づく「予防保全型」の維持修繕を徹底し、施設の長寿命化を推進することにより、将来的な財政負担の軽減と平準化を図ります。</p> <p>また、既存施設については、施設の耐用年数やスペースを含めて「使いきる」との発想に基づき、最大限有効に活用します。</p> <p>②インフラ施設 個別施設計画に基づく「予防保全型」の維持修繕を徹底し、施設の長寿命化を推進することにより、将来的な財政負担の軽減と平準化を図ります。</p>
<p>(3) 適切な施設配置と効率的な管理運営</p> <p>①公共施設</p>

保有数量の適正化に伴う施設の統廃合により、適切な施設配置を進めるとともに、民間企業等のノウハウを導入し、施設の維持管理費用の圧縮とサービス水準の向上を図ります。

②インフラ施設

中長期的な経営計画に基づき、安定的な事業運営化を図ります。

また、民間企業等のノウハウを導入し、施設の維持管理費用の圧縮とサービス水準の向上を図ります。

(図表5 行方市公共施設等総合管理計画(基本計画)の基本的な考え方)

2章. 計画

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

①定住・移住

本市では、人口減少を抑制し、地域活力の維持を図るために、平成 23 年度から「定住促進アクションプラン」、平成 28 年度から「行方市定住・移住促進計画」を策定した。この計画に則り、雇用の確保、子育て支援、生活環境の充実、情報発信等の様々な分野において「定住・移住促進」につながる各施策に取り組み、「笑顔で住み続けたいまち、行方」の実現を推進してきたところである。

しかしながら、転出超過の状況は続いており、特に 15 歳から 25 歳までの若年層の進学・就職による転出が人口減少・高齢化に拍車をかけている。

②地域間交流の促進

本市では、アントラースホームタウン DMO などを通してイベントを開催し、近隣自治体との広域観光等、他地域の方々の受入れや交流を図ってきた。また、石岡市・かすみがうら市・小美玉市・茨城町などと連携し公共施設の広域利用を可能にするなど、圏域の市民サービスの向上を図ってきた。

③人材育成

本市では、「なめがた市民 100 人委員会」を設立し、まちの魅力を再認識する機会を設け市への愛着を高めてきた。また、既存事業所数の減少、新規事業開業数の微小を受け、地域の開業率を引き上げ、雇用を生み出し、産業の新陳代謝を進めていくことを目的に平成 29 年度から「創業支援事業計画」の認定を受け、創業支援を推進してきた。今後も現在の施策も継続しつつ、更に地域の魅力を理解し継承していく後継者対策も継続して行っていく必要がある。

(2) その対策

①定住・移住

20 代～30 代の人口増加を図るために、市外へ転出した若者に U ターンを促すとともに、市外出身者にとっても転入しやすい環境をつくり、人口の安定化を図る必要がある。

②地域間交流の促進

既存の連携を強化するとともに、アントラースホームタウン DMO 加盟自治体との連携を強化し、スポーツ交流等を推進し、地域活性化と市民生活の質的向上の両面の効果が期待できる施策を実施していく必要がある。

③人材育成

今後も現在の施策を継続しつつ、更に地域の魅力を理解し継承していく後継者対策も継続して行っていく必要がある。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
I 移住・定住・ 地域間交流 の促進、人 材育成	(1)移住・定住	空き家空地利活用事業 定住化促進事業 宅地造成分譲事業 情報交流センター管理事業	行方市	
	(4)過疎地域持続的発展特 別事業 移住・定住 地域間交流 人材育成 その他	空き家空地利活用事業 定住化促進事業 定住応援助成金 広報事業 シティプロモーション事業 結婚対策支援事業 ふるさと応援寄附金募集事 業 地域おこし協力隊事業 情報交流センター管理事業 宅地造成分譲事業 多様性社会推進事業	行方市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

定住・移住に関連する事業については、市庁舎と同敷地内に設置されている情報交流センターを拠点に取り組んでいることから、当該施設の管理運営については、「行方市公共施設等総合管理計画」に基づき、市庁舎と併せて維持管理・運営等の方針を検討していくものとする。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農林水産業

本市は、豊かな自然環境を生かした農畜水産物の生産が盛んで、農業が基幹産業となっており、茨城県内でも有数の産出額を誇っている。農業従事者の人口は令和2年では3,923人となっており、平成27年の4,361人と比較すると減少している。また、農業就業者を年代別にみると、60歳以上が全体の6割程度を占め、平均年齢は60歳と高齢化が進行している。一方で、15～40歳代の就業者は減少しており、担い手不足、後継者不在による休耕田が今後増加すると考えられる。

現在、「行方市地域ブランディング推進計画 2023-2027」を策定し、農作物の付加価値を高めるための、商品開発や開発商品の販路開拓、情報発信を強化する活動を行い“「なめがたブランド」の構築による持続的な農水産業の創出”を行うとともに、単位面積当たりの生産額についても向上を図っている。

また、「行方市農業基本計画」を策定し、本市における農業の目指すべき方向性、基本施策、関係機関の役割を明確にし、農業を「働く場」として活性化するよう推進している。

② 商工業

本市は、商店街的な商業集積がほとんど形成されていない状況である。本市の住民の買物行動を見ると、鉾田市や鹿嶋市などの周辺地域での購入傾向があり、市内での消費活動が活発ではない原因になっていると考えられる。また、人口減少、少子高齢化によって、消費者が減少し、卸・小売年間販売額は令和2年度で41,267百万円となり、平成18年度の60,713百万円と比べると減少している。

本市の第三次産業総生産額の市内総生産額に占める割合は令和4年度で57.9%であり、これは平成27年度の59.5%と比較すると減少している。

また本市は、鉾田市、小美玉市と共に交通ネットワークの結節点となる集積区域であり、鹿島臨海工業地帯、成田国際空港、筑波研究学園都市等の大規模産業集積地に近接するという地理的優位性を生かし、製造・物流の拠点施設となる大規模な工業団地を所有している。

東関東自動車道水戸線の全線開通により、首都圏や周辺都市との交通アクセスの利便性が高まることを生かし、地場産業が活性化するような関連企業の誘致を推進することが必要である。

③ 産業振興

高速道路網の整備に伴い、市外からの観光客の増加が期待されることから、観光客の

受入れ体制を整備するとともに、農林水産業や観光産業が連携し、特産品の開発にさらに注力し取り組む必要がある。更に、交通の優位性を生かし、これまで以上にすべての産業に欠かせない「物流機能」の強化を図る必要がある。

④観光

本市の観光入込客は令和6年で約 56.7 万人となっており、コロナ禍での落ち込みから回復しつつある。これまで、行方市特有の霞ヶ浦や、サツマイモを用いた観光振興を進めており、特にサツマイモを軸としたテーマパーク、「なめがたファーマーズヴィレッジ」に観光客が多く訪れている。また、霞ヶ浦を活用した、「つくば霞ヶ浦りんりんロード」のサイクリングの利用者も多くなっている。今後は、農業、自然、歴史に根ざした地域の魅力創造を強化するとともに、アントラースホームタウン DMO 加盟の周辺自治体との連携を強化し、周辺の観光施設と組み合わせた観光ルートを整備し、高速道路の利用者の誘客を行う必要がある。

(2) その対策

①農林水産業

高齢化する農業従事者の現状に対し、次世代の担い手の農業参入を奨励するなど、基幹産業である農業生産額の拡大を目指す施策が必要となる。また、ブランディングや高付加価値商品等の生産を通じて単位面積当たりの産出額を向上させる施策を継続し、市が中心となって継続的かつより強力で押し進めることが求められる。

②商工業

小規模事業者にとって、新型コロナウイルスにより急速に広まったキャッシュレス決済や通販によりさらに経営環境は悪化しているとみられるため、小規模事業者への経営支援を行う必要がある。また、事業者減少に歯止めをかけるための新規創業者に関する支援と創業後の持続的な発展のための支援への取組、後継者の育成等が必要になる。

また、高速道路の整備に伴い、企業誘致に有利な条件が加わり、企業立地の促進が期待される。

③産業振興

高速道路の整備に伴って発生すると想定されるヒト・モノ・カネの流入を受け止めるため、拠点となる機能を持つ場所及び組織が求められる。

④観光

本市は、夜間の観光入込客が少ない傾向にあるうえ、市内において宿泊施設が不足していることから、昼間の観光客の拡大及び客単価の上昇を検討し、施策として進めていく必要があると考えられる。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 農業 林業 水産業 畜産業	農業振興事業 土地改良促進事業 林業振興事業 水産振興事業 畜産振興事業 鳥獣被害対策事業	行方市 茨城県 土地改良 区等	
	(2)漁港施設	漁場施設整備事業	行方市	
	(4)地場産業の振興 技能修得施設 試験研究施設 生産施設 加工施設 流通販売施設	農業振興事業 土地改良促進事業 林業振興事業 水産振興事業 畜産振興事業 農業振興センター事業 ブランド戦略事業	行方市	
	(7)商業 共同利用施設 その他	商業拠点施設整備事業	行方市	
	(9)観光又はレクリエーシ ョン	東関東自動車道地域振興 施設整備事業 温浴施設及び観光交流セ ンター管理事業 公園管理事業 子どもの遊び場整備事業 霞ヶ浦ふれあいランド再生 整備事業 交流宿泊施設管理事業 自転車道整備事業 帆引き船整備改修事業	行方市	
	(10)過疎地域持続的発展 特別事業 第1次産業 商工業・6次産業化 情報通信産業	第1次産業担い手、人材育 成事業 水産資源販路開拓事業 物流網強化事業 ブランド戦略事業	行方市	

	観光 企業誘致 その他	6次産業推進事業 農産物販売促進事業 商工振興事業 観光振興事業 起業支援事業 霞ヶ浦ふれあいランド再生 整備事業 子どもの遊び場整備事業 農業振興事業 水田農業対策事業 園芸農業振興事業 土地改良促進事業 林業振興事業 水産振興事業 畜産振興事業 東関東自動車道地域振興 施設整備事業 交流宿泊施設管理事業 温浴施設及び観光交流セ ンター管理事業 産業立地推進事業 鳥獣被害対策事業		
--	-------------------	---	--	--

(4) 産業振興促進事項

本市では産業振興のため事業者支援や創業支援・企業誘致をはじめとして持続的な地域経済の発展に向けた取組を行っている。

本市内に立地する企業においては雇用の場の創出、経営の強化、人材の育成等が必要であることから、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第23条及び同法第24条に定められた振興すべき地域及び振興すべき業種を以下のものとし、上記の(2)その対策及び(3)計画のとおり、県及び周辺市町村との連携に努め、経営の強化と事業の安定の視点で支援を図る。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
行方市全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和 8 年4月1日～ 令和 13 年3月 31 日	

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

産業振興区分における公共施設等については、「行方市公共施設等総合管理計画」に定める基本方針との整合性を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施する。

3 地域における情報化

(1) 現況と問題点

本市では、平成 22 年から地域全域に光ファイバーによる超高速インターネット接続環境を提供する取組を行っている。また、令和7年度までを計画期間とする「行方市総合戦略(改訂版)」においては、重点プロジェクトの一つとして、「情報発信日本一プロジェクト」を掲げ、情報産業の振興を推進してきたところである。その一環として、平成 28 年度に防災対応型エリア放送「なめがたエリアテレビ」を開局し、防災情報、地域コミュニティの活動情報や市内情報の発信を行い、既存のホームページ、メルマガ等に加え、情報伝達手段の複合化を進めてきた。

これまでの取組において ICT 基盤は拡充されており、今後はこれらの基盤を有効に活用したデジタル技術による効率的・効果的な取組の展開が必要である。デジタル化の推進においては、デジタル技術に慣れていない高齢者などとの情報格差が生じる可能性があるため、配慮が必要である。

(2) その対策

これまでに整備された基盤を活用し、自治体 DX の推進、起業につながる人材の育成、情報系大学との連携やICT関連産業の誘致を図るなど、活用の幅を広げ、まちの魅力につなげていく必要がある。また、現在までに防災対応型エリア放送で取り上げてきた住民が数多くおり、今後の本市における情報発信の立役者となる可能性が高い。これらの住民が情報発信の場で活躍できるソフト事業の実施も求められていくと考えられる。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域にお ける情報化	(1)電気通信施設等情報化 のための施設 通信用鉄塔施設 テレビ放送中継施設 有線テレビジョン放送施設 告知放送施設 防災行政用無線施設 テレビジョン放送等難視聴 解消のための施設 ブロードバンド施設	防災対応型エリア放送管理 事業(設備更新等) 自治体 DX 推進事業 防災対応型エリア放送置局 整備 難視聴対策受信器設置工 事 地域情報通信基盤管理事 業 エリア放送情報発信事業	行方市	

	その他の情報化のための 施設 その他	IT システム管理事業		
	(2)過疎地域持続的発展特 別事業 情報化 デジタル技術活用 その他	自治体 DX 推進事業 IT システム管理事業	行方市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

「行方市公共施設等総合管理計画」に主だった記載はないものの、本区分の中心的事業にあたる防災対応型エリア放送管理に関する施設は市庁舎に配備されていること、Wi-Fi ポイント整備・自治体 DX の基礎となる大容量データ送受信設備が庁舎との結びつきが強い等の理由に基づき、本区分は「行方市公共施設等総合管理計画」における庁舎等の項目に紐づけて引き続き維持管理等を行っていく。

4 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

①交通施設の整備

本市は、東京都心から約 70 km 圏内に位置し、常磐自動車道の千代田石岡IC、土浦北IC、石岡小美玉 SIC、東関東自動車道水戸線の潮来 IC、鉾田IC、茨城空港北ICに近接している。また、東関東自動車道水戸線(潮来 IC~鉾田 IC 間)の開通後は、潮来行方 IC と行方 IC の設置が予定されており、広域的な道路交通の利便性も備えている。一方、市内の主要な集落や拠点を結ぶ幹線道路、市民生活を支える生活道路なども、人流の変化に合わせて整備が必要である。

主要幹線道路では、国道 354 号、国道 355 号の2路線と、主要地方道水戸鉾田佐原線、水戸神栖線、小川鉾田線及び一般県道が幹線道路網を形成している。今後、東関東自動車道の整備に伴い、新しい交通結節点が整備されるほか、茨城空港及び成田空港の機能強化などの市内外における交通条件が大きく変化する状況を迎える。

市道では道路改良や未舗装区間の解消など、整備及び維持管理に努めているが、生活道路の中には、4m未満の狭あい道路が多く存在し、また老朽化による道路補修等が必要不可欠となっている。

特に麻生地区は、狭あいな道路が多いため、市街地整備をする上での課題となっている。

②交通手段の確保

市内には鉄道駅がないことから、本市へのアクセスには、路線バスや自家用車、タクシーなどを利用する状況となっている。小中学生はスクールバスが運行されているが、朝夕の通学時間帯のみ1日3便の運行であり、日中時間帯は稼働していない。また、広域路線バス、市営路線バス及びデマンド型乗合タクシーが整備されている。しかし、路線バスによるサービスは平日のみかつ一部の地域に限定されており、乗合タクシーのサービスは月曜日から土曜日まで(日祝祭日、年末年始は運休)とされているが、依然として市内と市外の公共交通による連絡は非常に不便な状況である。

(2) その対策

高齢化の進む本市にあっては、今後公共交通の需要がさらに大きくなることが予想されることから、周辺地域と連携するなど、総合的な公共交通施策を行い、公共施設、買い物施設、通勤通学への利便性を向上する必要がある。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通 手段の確保	(1)市町村道 道路 橋りょう その他	市道整備事業 (玉)3号線 (玉)5号線 (玉)9号線 (玉)10号線 (玉)51号線 (玉)53号線 (玉)58号線 (玉)60号線 (玉)456号線 (玉)457号線 (玉)459号線 (玉)539号線 (玉)592号線 (玉)594号線 (玉)605号線 (玉)797号線 (玉)828号線 (玉)1368号線 (玉)1447号線 (玉)1606号線 (玉)1670号線 (玉)1896号線 (玉)2012号線 (玉)2014号線 (玉)2150号線 (玉)2153号線 (玉)2154号線 (玉)2427号線 (玉)2460号線 (北)101号線 (北)103号線 (北)105号線 (北)106号線 (北)110号線 (北)111号線	行方市	

		(北) 210 号線 (北) 203 号線 (北) 1076 号線 (北) 1089 号線 (北) 2387 号線 (北) 3309 号線 (北) 3575 号線 (北) 3585 号線 (北) 3716 号線 (麻) 11-7 号線 (麻) 1-9 号線 (麻) 1-13 号線 (麻) 1-15 号線 (麻) 1-17 号線 (麻) 2-5 号線 (麻) 2-7 号線 (麻) 2-8 号線 (麻) 2-11 号線 (麻) 139 号線 (麻) 271 号線 (麻) 272 号線 (麻) 273 号線 (麻) 326 号線 (麻) 350 号線 (麻) 826 号線 (麻) 904 号線 (麻) 912 号線 (麻) 914 号線 (麻) 917 号線 (麻) 919 号線 (麻) 1074 号線 (麻) 1146 号線 (麻) 1148 号線 (麻) 1230 号線 (麻) 1395 号線 (麻) 1435 号線 (麻) 1485 号線 (麻) 1490 号線 (麻) 1738 号線 (麻) 1825 号線		
--	--	--	--	--

		(麻)2379号線 (麻)2462号線 (麻)2791号線 (麻)2792号線 (麻)2842号線 (麻)2854号線 (麻)2905号線 (麻)2929号線		
	(2)農道	農道整備事業 上ノ宮沖地区	行方市	
	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 交通施設維持 その他	公共交通運営事業 道路維持補修事業	行方市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

交通施設に関する管理運営については、「行方市公共施設等総合管理計画」に基づき、高度経済成長期に整備し老朽化が進む本市内の施設について適切な維持管理を行っていく。これまでは対症療法的な補修等により維持管理を進めてきたところであるが、今後は予防保全の観点を取り入れ計画的に改修等を行う必要がある。

5 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

①水道施設

本市では、現在、取水施設や浄水施設などの供給するための設備の老朽化が深刻になっており、水質の管理対策が必要となっている。また、災害時に供給する配水池の貯水量の確保等、課題がある。そのため、平成 29 年度から市水道ビジョンの計画を策定し、「安全」、「強靱」、「持続」を目標に、長期的視点で需要者ニーズや効率的な事業経営の機能向上と、より安定性のある災害に強い水道施設を構築する事業を進めている。

なお、本市における水道の普及率は、令和6年度末時点で 95.1%となっている。

②廃棄物処理施設

本市では、廃棄物の発生抑制と資源化の推進を目的に、平成 19 年度より「一般廃棄物処理基本計画」を策定して推進してきた。その結果、生活系ごみの排出量の減少、リサイクル率の増加を実現した。さらに、本市のごみ処理をとりまく状況の変化に対応するため、計画の継続と見直しを行い、令和2年度に再度基本計画を策定した。

③污水处理施設

「一般廃棄物処理基本計画」の6章では生活排水処理基本計画が策定されている。本市は、東を北浦、西を霞ヶ浦の水辺に面しており、豊かな水辺環境に恵まれているものの、市内及び周辺の湖沼・河川は、家庭からの生活雑排水（特に台所からの排水）等の原因により水質汚濁が進んだ状態となっていた。そのため、公共下水道の整備や浄化槽設置整備事業の推進など生活排水の適正処理を進め、河川・湖沼などに流出する負荷を削減することにより、水質の改善に努める必要があり、平成 19 年度より計画を実行し、現在はある程度改善された。今後も生活排水の適正処理を推進し、水質を保つことが求められる。

④消防防災体制及び施設

本市では「地域防災計画」に則り、東日本大震災時の避難者 1,300 名分の備蓄品、備蓄倉庫を整備し保管を完了しているほか、地域防災訓練を通じて地域の防災意識高揚に努め、また、この訓練などに消防団も積極的に参加を促し、地域が一体となった災害に強い地域づくりの普及を実施している。しかし、人口減少、高齢化によって消防団員数の維持、確保が課題となっている。

(2) その対策

本市では、インフラ整備、特に防災・減災にかかる施策に重点をおいていることもあり、将来にわたって安定的な生活環境に関する行政サービスを提供するため、水道設備や污水処

理施設の維持管理及び廃棄物処理に関する施策について引き続き実施をしていく。また、高齢化が進む消防団員数の確保についても継続的に実施をする方針である。

水道事業については、急速な人口減少が進む中、将来にわたり安定的かつ効率的な経営運営が求められており、茨城県企業局を経営の統合先とする方針に合意した市町村とともに経営の一体化に向けた検討・協議を進めていく。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(2)汚水処理施設 公共下水道 農村集落排水施設 その他	下水道管渠整備事業 下水道等施設改修更新事業 戸別浄化槽整備事業	行方市	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設 し尿処理施設 その他	廃棄物処理施設更新事業 廃棄物処理施設改修事業 し尿処理更新・改修事業 し尿処理事業 有機肥料供給センター管理事業 塵芥処理事業 リサイクルプラザ事業 清掃及び廃棄物処理事業	行方市	
	(5)消防施設	消防施設管理整備事業 消防自動車整備事業 防災行政無線改修事業	行方市	
	(6)公営住宅	市営住宅管理事業	行方市	
	(7)過疎地域持続的発展特別事業 生活環境 危険施設撤去 防災・防犯 その他	廃棄物処理施設管理事業 し尿処理施設管理事業 上水道計画策定事業 下水道計画策定事業 浄化槽整備補助事業 環境衛生・対策事業 消防施設管理整備事業 消防団設置・運営事業	行方市	

		交通安全対策事業 防犯対策事業 防災減災対策事業 防災行政無線維持管理事業 空き家空地対策事業		
	(8) その他	防犯対策事業 防災減災対策事業 河川整備事業(大円寺川・蔵川)	行方市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

生活環境関連施設については、「行方市公共施設等総合管理計画」に基づき維持管理を進めていく。老朽化が進んでいる施設も散見されており、環境美化センターについては一般的な焼却炉の耐用年数が15年とされるどころ22年が経過していることから、今後各所の改修による管理運営コストの増加が見込まれている。改修・補修が必要な他の施設についても本市の財政状況を踏まえ計画的な運用を行っていく。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 子育て環境の確保

本市では、「行方市子ども・子育て支援事業計画」(第3期:令和7年度～11年度)を策定し、市内での子育ての環境や支援への満足度を上げる施策を実行してきた。その結果満足度は上がったものの、少子化に歯止めはかかっていない。現在、本市では、婚姻数が減少傾向であり、出生数も令和2年で159人と、年によって増減はあるものの概ね減少している。これらは、女性の就業率が平成22年と比べ令和2年は上昇している影響があると考えられる。また、出生数の減少も一因ではあるが、継続的な子育て環境整備を行ってきた成果により、保育園・認定こども園では、入所待機児童はいない状況となっている。

② 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

本市の令和7年の高齢化率は39.1%となっており、茨城県の高齢化率30.4%を上回っている。高齢化に伴い、要支援・要介護数も増加していることから、そのニーズを踏まえ、総合事業や居宅サービス・施設サービスなど適切なサービスを提供することが求められている。そのため、本市では令和6年3月に「第9期行方市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(令和6年度～8年度)」を策定し、「元気・安心・なめがた」を将来像として、高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けるための総合的なまちづくりを目指して、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進している。

また、「行方市第7期障がい福祉計画」及び「行方市第3期障がい児福祉計画」を令和6年3月に策定し、障がいのある人及び障がいのある児童が地域で自立した生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの提供及びその他の支援に取り組んでいる。

(2) その対策

① 子育て環境の確保

本市では、自然減の傾向が顕著であり近年の合計特殊出生率は1.27程度と全国の平均を下回っている。本市ではこれを受け、再度「行方市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、“未来をひらく子どもが健やかに生まれ育つためのまちづくり”を基本理念とし、子育てに関する経済的負担の軽減、就労と子育てを両立できる支援等の地域の実情に合った子育て支援を推進している。今後は、更なる支援の拡大を目指し施策を進めていくこととしている。

② 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

本市では、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図る

とともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供できる体制づくりを引き続き行う必要がある。

そのため、令和4年3月「行方市地域福祉計画・行方市社会福祉協議会地域福祉活動計画」(第3期計画)の策定時に、前計画の見直しを行い、地域全体で支えあい・助け合うという地域福祉の機能の向上を図っている。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境 の確保、高 齢者等の保 健及び福祉 の向上及び 増進	(4)介護老人保健施設	包括支援センター整備管理 事業		
	(5)障害者福祉施設 障害者支援施設 地域活動支援センター	障害者地域活動支援センタ ー運営事業 基幹相談支援センター整備 事業	行方市	
	(7)市町村保健センター及 びこども家庭センター	こども家庭センター事業 保健センター整備管理事業	行方市	
	(8)過疎地域持続的発展特 別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉 健康づくり その他	高齢者福祉対策費事業 健康増進事業 障害者スポーツ振興事業 療育支援事業 保健センター整備管理事業 不妊治療費補助事業 こども家庭センター事業 子ども・子育て支援事業	行方市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

子育て支援、障害者福祉支援、高齢者等の保健福祉に関する各施設については、いずれも老朽化が進んでいる。「行方市公共施設等総合管理計画」に基づき、今後は統廃合等の検討を行いながらも維持補修・管理運営を進めていく。

7 医療の確保

(1) 現況と問題点

市内の医療機関には、公的医療機関である「土浦協同病院 なめがた地域医療センター」をはじめとする 15 の病院・診療所があり、地域医療の受け皿として機能している。

ただし、「土浦協同病院 なめがた地域医療センター」に関しては、経営状況の悪化を理由に令和3年4月より全ての入院病床が休床となっている。

(2) その対策

今後は、訪問看護や訪問リハビリテーションといった在宅医療や近隣地域と連携した医療体制を構築し、市民が安心して暮らせる環境を整えていく必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとした新たな感染症予防策としては、更なる危機感や感染防止意識を高めつつ、感染リスクを回避する行動の実践に取り組んでいく必要がある。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設 病院	地域医療対策事業	行方市	
	(3)過疎地域持続的発展特 別事業 自治体病院 民間病院 その他	地域医療対策事業 医療費適正化対策事業	行方市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

医療及び診療施設については、行方市内の診療所の状況及び鹿行地域における医療体制の構築と連動しつつ、財政状況を鑑みながら施策の実施・整備を行う。

8 教育の振興

(1) 現況と問題点

本市では、人口減少と学校の適正配置計画により、平成 26 年度までに 13 園の幼稚園を3園、平成 28 年度までに 18 校の小学校を4校、4校の中学校を3校へと統廃合を行った。それにより、遠距離通学となった児童生徒は、スクールバスによる通学を行っている。統廃合によって多くの学校は新築されたが、一部の小学校では改築による施設となっている。現在も少子化は進み、令和2年度から令和6年度における小学生は 193 人減となっている。

本市の教育大綱の基本目標である「新たな価値を創造し、郷土と社会の未来を切り拓く人間の育成」のもと、自然、歴史、文化を大切にすると共に、ICTや地域人材などを有効に活用した未来社会に対応できる資質・能力の育成に力を入れている。このような取組を進める一方で、麻生・北浦学校給食センターは、建設から約 24 年を経過し、老朽化が進んでいる。

また、社会教育、生涯学習においては、自然を大切に、歴史と文化を尊重し育むと共に、市民が社会の変化に対応しながら豊かな生活を送れるよう、自立的に学びを重ねられる環境整備に力を入れているところであり、近隣4市町との公の施設の広域利用に関する協定書を締結している。図書館をはじめ施設は老朽化が進んでいる。

(2) その対策

- ①幼稚園においては、地域の実態と要望を取り入れた今後の指針を策定し、入園希望者により統廃合と3年保育を検討する。
- ②新学校教育プラン策定とその実現、多文化共生社会の実現に向けた学習や地域活動（郷土と社会を切り拓く課題解決型学習プログラムや国際教育等）の推進、ICTの教育環境の継続的な整備、校務のデジタル化、非常勤講師、支援員、ALTの増員などによる本市の特色ある教育の推進を検討する。
- ③社会教育や生涯学習においては、行方市公共施設再編に向けた展開プログラムに即した社会教育施設の再編を進めると共に、地域コミュニティの場、地域活動の拠点として施設の充実と長寿命化対策を進める。
- ④生涯学習推進計画、スポーツ推進計画のもと、市民が、自立的な学びを通してICT活用能力等、必要な知識・技術等と健康な体を身に付けると共に、学習を通して市民意識を高め、その成果を社会参画や持続可能な社会への貢献の活動につなげていけるように質の高い学習機会の提供を進める。
- ⑤児童生徒数の推移、食数の見込み等を算出し、既存施設の改修・設備更新と統合移転の場合のコストを比較し、給食センターの統廃合を含め今後のあり方について検討を進

める。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎 スクールバス・ポート 給食施設 その他	学校施設整備管理事業 給食センター整備管理及び 運営事業 学校施設空調設備整備事 業 ICT 教育推進事業	行方市	
	(2)幼稚園	幼稚園施設整備管理事業	行方市	
	(3)集会施設、体育施設等 公民館 体育施設 図書館 その他	体育施設整備管理及び運 営事業 公民館整備管理及び運営 事業 図書館整備管理及び運営 事業 体育施設空調設備整備事 業	行方市	
	(4)過疎地域持続的発展別 事業 幼児教育 義務教育 生涯学習・スポーツ その他	学校教育推進事業 学校施設整備管理事業 幼小連携小中一貫教育推 進事業 幼稚園施設整備管理事業 学校教育プラン策定推進事 業 魅力ある教育推進事業 教育振興補助事業 非常勤講師配置事業 教育相談事業 国際教育推進事業 ICT 教育推進事業 特別支援教育支援事業 小中学校スクールバス運営 事業 社会教育事業 二十歳のつどい事業	行方市	

		生涯学習事業 青少年育成事業 社会体育振興事業 部活動地域展開事業 給食センター整備管理及び 運営事業		
--	--	--	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

地域の教育施設については、「行方市公共施設等総合管理計画」に基づいて計画的な施設整備及び維持管理を行っていく。

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

行方市では、地域内での連携やコミュニケーションの場として、行政区が中心となって活動を行っている。しかしながら、近年、住民のライフスタイルや意識の多様化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化したことにより、会員が減少するなど、コミュニティのあり方に変化が生じている。

また、集落は市街地と地理的な距離が伴うことにより、防災面で脆弱になる傾向がある。近年増加傾向にある豪雨災害等をはじめ、災害時の対応を想定した防災については特に対策が必要である。

あわせて行方市内の土地の利活用についても検討の必要がある。本市は市全体の面積における水田、畑の割合が高く、総土地面積 22,248ha に対し耕地面積合計は 6,240ha となり 28%に及ぶ。市内の旧3町の中でも麻生地区は居住・事業に活用可能な土地が少なく、また狭あいな道路が多い傾向にあることから、住居や事業用途に利用できる土地面積を増やしていく対策が求められる。

(2) その対策

本市では今後、高齢化が進むことで、地域コミュニティ活動は更に衰退することが懸念されている。市内のコミュニティ活動を活性化するために、地域における連帯感の醸成や誰もが気軽に地域活動に参加しやすいイベントの充実が必要である。

また、災害の対策については、避難所として利用可能な施設の設置を行い普段はコミュニティの場として提供することで、地域の拠点としての二次的効果が想定される。

あわせて市内の土地の利活用に関し長期的な計画等の策定に着手し、将来的な本市の土地活用について検討を進める必要がある。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1)過疎地域集落再編整備	市街地整備事業 防災拠点設置事業	行方市	
	(2)過疎地域持続的発展特 別事業 集落整備	地域コミュニティ再構築事 業 防災拠点設置事業 市街地整備事業 区運営事業	行方市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

コミュニティ施設については、「行方市公共施設等総合管理計画」に基づいて、既存施設も活用しながら施設の新たな設置、また機能の付加及び拠点の集約等の検討を進めていく。

10 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

行方市及び霞ヶ浦周辺地域では、古くから帆引き網漁が盛んであり、2018年には国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財(国選択)に「霞ヶ浦の帆引網漁の技術」が選択されたことで、その文化的重要度は益々高まっている。

また、地域内での祭りやイベントも盛んに行われており、地域住民の交流の一助を担っている。

一方で、近年は高齢化や担い手不足による地域文化の喪失が危惧されている。

(2) その対策

現在ある地域文化の保存・継承を目指し、観光や教育施策とも連携しながら、指導者や後継者の育成など保存団体・イベントの実施団体等への支援が必要である。また、新たな地域の拠点として人々が集まり賑わいをつくる場所の設置が求められている。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設 その他	歴史資料館整備事業 文化会館管理事業 文化財保護事業	行方市	
	(2)過疎地域持続的発展特 別事業 地域文化振興	文化振興イベント実施事業 文化財保護事業 歴史資料館整備事業 文化会館維持管理事業	行方市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

地域の歴史・文化の振興施設については、「行方市公共施設等総合管理計画」に基づき、関係機関との協議や長寿命化を目指し整備を行っていく。また、管理運営形態についてはPFI等の手法も含め民間事業者との連携を見据えて計画を策定する。

11 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

東日本大震災以降、将来にわたり持続可能な資源として活用できる再生可能エネルギーの利活用が求められている。また、SDGs の理念に基づき、脱炭素社会の構築も早急に対応しなければならない課題となっている。

(2) その対策

市内に存在する再生可能エネルギーを有効に活用するため、エネルギーマネジメントの観点を取り入れ、太陽光、風力、バイオマスなど、それぞれの長所を生かした組み合わせにより、高効率なシステムの構築・展開を図り、次代に求められる生活環境と企業誘致の土壌を作る必要がある。

また、地域の拠点施設に再生可能エネルギーの発電施設や蓄電機能を備えることで、防災機能としての役割を果たすことができる。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
再生可能エ ネルギーの 利用の推進	(1)再生可能エネルギー利 用施設	再生可能エネルギー導入推 進事業 ゼロカーボンシティ推進事 業	行方市	
	(2)過疎地域持続的発展特 別事業 再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー導入推 進事業 ゼロカーボンシティ推進事 業 環境対策事業	行方市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

再生可能エネルギーの施設整備については、発電効率や電力量等を鑑み、効果的な設置計画を検討するとともに、地域の拠点施設への設置による防災拠点としての利用も検討していく。

12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

持続的なまちづくりのために、地域住民と行政の間で合意を取り、同一の目標に向かって団結することは必要不可欠である。

令和7年度に実施した「行方市総合計画・総合戦略」の策定においては、市民一人一人がまちづくりの主役であるとの認識のもと、市民意向調査や複数回のワークショップを実施し、自分事として市の施策に向き合える計画を策定した。

(2) その対策

総合計画・総合戦略に基づき、市民の行方市への誇りや愛着の形成につながるような施策を重点的に展開し、行方市に「住みたい」、「住み続けたい」となるまちづくりを進めていく。

アウトタープロモーション・インナープロモーション双方を充実させ、シビックプライドの醸成を目指すとともに、未来を担う「人材づくり」を推進する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の 持続的発展に 関し必要な 事項		総合計画・総合戦略推進事業	行方市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

「行方市公共施設等総合管理計画」に基づき設置・整備が予定されている各施設の今後の方針については、必要に応じて委員会を開催するなど多面的な意見を取り入れながら、市民の意見がより反映された施設づくりを目指していく。

事業計画(令和8年度~令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流 の促進、人 材育成	(4)過疎地域持続的発展特 別事業 移住・定住 地域間交流 人材育成 その他	空き家空地利活用事業 定住化促進事業 定住応援助成金 広報事業 シティプロモーション事業 結婚対策支援事業 ふるさと応援寄附金募集事 業 地域おこし協力隊事業 情報交流センター管理事業 宅地造成分譲事業 多様性社会推進事業	行方市	移住・定住 施策を実施 することで、 将来にわた って市の発 展に寄与す る。
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展 特別事業 第1次産業 商工業・6次産業化 情報通信産業 観光 企業誘致 その他	第1次産業担い手、人材育 成事業 水産資源販路開拓事業 物流網強化事業 ブランド戦略事業 6次産業推進事業 農産物販売促進事業 商工振興事業 観光振興事業 起業支援事業 霞ヶ浦ふれあいランド再生 整備事業 子どもの遊び場整備事業 農業振興事業 水田農業対策事業 園芸農業振興事業 土地改良促進事業 林業振興事業 水産振興事業 畜産振興事業 東関東自動車道地域振興 施設整備事業 交流宿泊施設管理事業	行方市	産業の活性 化・規模拡 大により将 来にわたっ て市の発展 に寄与する。

		温浴施設及び観光交流センター管理事業 産業立地推進事業 鳥獣被害対策事業		
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業 情報化 デジタル技術活用 その他	自治体 DX 推進事業 IT システム管理事業	行方市	Society5.0 に実現に向けた未来技術の活用により、その恩恵を地域に享受する。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 交通施設維持 その他	公共交通運営事業 道路維持補修事業	行方市	将来にわたって基幹インフラを安定的に確保する。
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 生活環境 危険施設撤去 防災・防犯 その他	廃棄物処理施設管理事業 し尿処理施設管理事業 上水道計画策定事業 下水道計画策定事業 浄化槽整備補助事業 環境衛生・対策事業 消防施設管理整備事業 消防団設置・運営事業 交通安全対策事業 防犯対策事業 防災減災対策事業 防災行政無線維持管理事業 空き家空地対策事業	行方市	居住環境を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉 健康づくり	高齢者福祉対策費事業 健康増進事業 障害者スポーツ振興事業 療育支援事業 保健センター整備管理事業	行方市	健康的な生活を確保し、将来にわたって福祉を推進する。

の向上及び 増進	その他	不妊治療費補助事業 こども家庭センター事業 子ども・子育て支援事業		
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特 別事業 自治体病院 民間病院 その他	地域医療対策事業 医療費適正化対策事業	行方市	健康的な生 活を確保し、 将来にわた って福祉を 推進する。
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特 別事業 幼児教育 義務教育 生涯学習・スポーツ その他	学校教育推進事業 学校施設整備管理事業 幼小連携小中一貫教育推 進事業 幼稚園施設整備管理事業 学校教育プラン策定推進事 業 魅力ある教育推進事業 教育振興補助事業 非常勤講師配置事業 教育相談事業 国際教育推進事業 ICT 教育推進事業 特別支援教育支援事業 小中学校スクールバス運営 事業 社会教育事業 二十歳のつどい事業 生涯学習事業 青少年育成事業 社会体育振興事業 部活動地域展開事業 給食センター整備管理及び 運営事業	行方市	公平で質の 高い教育を 提供し、生 涯学習の機 会を促進す る。
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特 別事業 集落整備	地域コミュニティ再構築事 業 防災拠点設置事業 市街地整備事業 区運営事業	行方市	地域コミュ ニティの再 構築を図り、 住みやすい まちを将来

				に継承する。
10 地域文化の 振興等	(2)過疎地域持続的発展特 別事業 地域文化振興	文化振興イベント実施事業 文化財保護事業 歴史資料館整備事業 文化会館維持管理事業	行方市	郷土の歴史・文化を 将来に継承 する。
11 再生可能エ ネルギーの 利用の推進	(2)過疎地域持続的発展 特別事業 再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー導入推 進事業 ゼロカーボンシティ推進事 業 環境対策事業	行方市	持続可能な 消費と生産 のパターン を確保する。
12 その他地域 の持続的発 展に関し必 要な事項		総合計画・総合戦略推進事 業	行方市	持続可能な まちづくりを 推進する。